

下記の業務について、企画提案競技を実施するので、公告する。

令和3年2月2日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

令和3年度静岡県交通安全統一広報業務

### (2) 業務内容

交通安全を周知するための広報業務

## 2 履行期限

令和4年3月31日

## 3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格者名簿において、「広告代理」の営業種目の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 静岡県内に本社あるいは営業所等が存在すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対し財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

## 4 選考方法

提出された書類と説明に基づき審査を行う。

## 5 業務の仕様

詳細は仕様書による。

## 6 手続等

### (1) 担当

静岡県くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

電話 054-221-2104 Fax 054-221-5516

### (2) 実施要領、仕様書の配布

ア 配布日時 令和3年2月2日（火）午前10時から令和3年2月26日（金）午後4時まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 配布場所 上記(1)に同じ。

### (3) 提出書類

ア 提出書類 詳細は、実施要領による。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出期限 参加表明書：令和3年3月2日（火）午後4時まで  
企画提案書：令和3年3月9日（火）午後4時まで

### (4) 説明会の開催

ア 説明内容 参加希望者に対し、実施要領等について説明を行う。

イ 開催日時 令和3年2月9日（火）午前10時00分から午前11時00分まで

ウ 場 所 静岡県庁別館7階第一会議室（静岡市葵区追手町9番6号）

### (5) 提出書類による提案の説明

ア 開催日時 令和3年3月16日（火）午前9時00分から

イ 場 所 静岡県庁別館7階第二会議室A（静岡市葵区追手町9番6号）

## 7 その他

提出書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。